

令和6年度

第5回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第5回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月7日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 10人

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 委員 | 1番 | 板橋 | 利行 |
| | 2番 | 石井 | 宏 |
| | 3番 | 小沢 | 伊知郎 |
| | 4番 | 朝倉 | 一江 |
| | 5番 | 太田 | 裕士 |
| | 6番 | 山野 | 孝一 |
| | 7番 | 岡崎 | 博一 |
| | 8番 | 神澤 | 晶子 |
| | 9番 | 小川 | 治夫 |
| 会長 | 10番 | 石橋 | 弘嗣 |

4. 農地利用最適化推進委員 4人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

欠席委員 2人 3番 皆川 佳広

4番 石井 悦史

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

7件

| | | |
|-------|---|-----|
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 令和6年度農地利用状況調査について | |
| 議案第4号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 議案第5号 | 令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分) | 26件 |
| 報告第3号 | 地目変更登記に係る回答について | 2件 |
| 報告第4号 | 農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について | 1件 |
| 報告第5号 | 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 1件 |

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|------|--------|
| 局長 | 藤城 久保 |
| 次長 | 秀谷 康久 |
| 副主幹 | 沼田 武 |
| 主任書記 | 五木田 将也 |

7. 会議の概要

| 発言者 | 内 容 |
|-------|---|
| 議 長 | <p>ただいまより、令和6年度第5回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、議席3番の推進委員、議席4番の推進委員 から欠席の連絡を受けております。農業委員10名中10名、推進委員6名中4名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議席3番の委員、議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の沼田副主幹、五木田主任書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、7件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>議案第1号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、7件でございます。議案書の1～9ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和6年7月24日でございます。</p> <p>申請地は北方町で、地目は田、面積は1,330平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地8棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和6年7月24日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は畑、面積は379平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域で、農業振興地域ですが農用地ではありません。</p> <p>申請理由につきましては建売分譲住宅2棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請受付日は、令和6年7月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>なお、本件は議案第2号と関連するものとなっております。</p> <p>続きまして、</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>(4)～(7)は関連しておりますので、一括してご説明します。 申請受付日は、令和6年7月25日でございます。 申請地は曾谷で、地目は田、面積は484平方メートル外6筆で、合計面積は3,082平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては特定建築条件付売買予定地16棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>議席1番の委員</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、議席1番の委員。</p> |
| <p>議席1番の委員</p> | <p>現地調査は、令和6年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、私立市川高校の東側おおむね250メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、重量コンクリートブロックを設置し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> |

続きまして、

(2)の申請地は、東松戸病院の東側、概ね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、重量ブロック及び型枠ブロックを設置し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路排水管に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(3)の申請地は、千葉地方法務局市川支局の東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地周囲をコンクリート土留で囲い、土砂流出を防止します。

雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。

続きまして、

(4)～(7)は関連しておりますので一括してご説明します。

申請地は、市川市立百合台小学校の北側おおむね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地で

| | |
|-------|---|
| | <p>あることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、重量ブロックを設置し土砂流出を防止します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、雨水と併せて前面道路側溝に接続し、排水します。また、埋め立てはありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局。</p> |
| 事 務 局 | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、松戸市に本店を置き不動産業を営む法人です。</p> <p>周辺には小学校等の教育施設が近接しており住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年9月15日に着工し、完了は令和7</p> |

年6月30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きます。

(2)の譲受人は、東京都練馬区に本店を置き不動産業を営む法人です。

駅や病院等の施設に近く、周辺が市街化されており住宅立地に優れると考えたため申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、令和6年9月1日に着工し、完了は令和7年3月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

続きます。

(3)の譲受人は、市内で自動車部品卸売業を営む個人です。

譲受人が所有している土地の隣地であり、一体利用することから、申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

| | |
|-------|--|
| | <p>工事の予定につきましては、令和6年10月1日に着工し、完了は令和7年5月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(4)～(7)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>譲受人は、市内に本店を置き不動産業を営む法人です。</p> <p>周辺にはインターチェンジ、学校、病院等の施設に近く、周辺が市街化されており住環境に適していると考えたため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金及び借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和6年9月20日に着工し、完了は令和7年1月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | なし。 |
| 各 委 員 | なし。 |
| 議 長 | 「なし」という声がありました。 |

| | |
|-------|--|
| 各 委 員 | <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> |
| 各 委 員 | <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> |
| 各 委 員 | <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> |
| | <p>続きまして、お諮りいたします。</p> |

| | |
|---------|---|
| 各 委 員 | <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(4)～(7)は、関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(4)～(7)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局長。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>議案第2号</p> <p>「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>なお、本件は議案第1号(3)と関連するものでございます。</p> <p>申請受付日は、令和6年7月25日でございます。</p> <p>申請地は大野町で、地目は田、面積は1,575平方メートルから2,100平方メートルへ変更となります。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>本件は、令和6年4月25日付けで車両置場用地として農地法第5条の規定による転用を伴う所有権の移転の許可を受けたものでございますが、今回、隣接地を新たに売買できたことにより、すでに許可済の土地と併せての利用を考えているため、計画変更承認申請がなされたものでございます。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>議席2番の委員</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、議席2番の委員。</p> |
| <p>議席2番の委員</p> | <p>現地調査は、令和6年7月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、千葉地方法務局市川支局の東側、概ね300メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>本件は、令和6年4月25日付けで許可を受けたことについて、面積と工事期間を変更するものでございます。</p> <p>この度、隣地である申請地を売買することができたため、許可済みの土地と併せて土地利用するべく計画変更承認申請をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、承認相当と思います。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>報告は以上です。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請者は市内で自動車部品卸売業を営む個人です。</p> <p>既に許可済みの土地の隣接地を工事着工前に新たに売買することができ、併せて車両置場として利用するために、変更申請に至ったとの事です。</p> <p>資力についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、当初の計画では令和6年10月1日に着工し、完了は令和6年11月30日でしたが、変更後は令和6年10月1日に着工し、完了は令和7年5月31日となっております。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>なし。</p> |
| <p>議長</p> | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>異議なし。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ご異議なしと認めます。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>よって、議案第2号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「令和6年度農地利用状況調査について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局長。 |
| 事務局 長 | <p>議案第3号</p> <p>「令和6年度農地利用状況調査について」説明いたします。</p> <p>議案書の13ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第30条の規定において、</p> <p>「農業委員会は、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」と規定されております。</p> <p>このことから、農業委員、農地利用最適化推進委員のみなさまにご協力いただき、令和6年9月中旬に市内にある農地の利用状況について調査を実施したいと考えております。</p> <p>主な調査の内容につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内における遊休農地の実態を把握すること (2) 農地法の許可、届出がなされた案件の履行状況を把握すること (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等がなされた農地の履行状況を把握すること (4) 違反転用された農地を早期に発見すること (5) 相続税等の納税猶予を受けた「特例適用農地」における営農状況について把握すること <p>などが挙げられます。</p> <p>調査班、調査区域、調査担当委員及び農地利用最適化推進委員、調査予定日時につきましては、議案書のとおりでございます。</p> <p>なお、遊休農地の調査対象地につきましては、調査していただく担当委員</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>及び農地利用最適化推進委員にお配りしました資料のとおりでございます。 説明は以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| <p>各 委 員</p> | <p>なし。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第3号「令和6年度農地利用状況調査について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| <p>各 委 員</p> | <p>異議なし。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局 長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局長。</p> <p>議案第4号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」説明いたします。 議案書の15ページから17ページをお願いいたします。 被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>を受けるため、令和6年7月24日付けで 相続人である申請者から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付申請がありました。</p> <p>対象となる特例適用農地等は、宮久保3丁目及び宮久保5丁目の農地9筆で面積の合計は4,883.45平方メートル、登記上の地目は「田」「畑」、現況は「畑」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始日は令和5年11月17日でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>議席5番の委員</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、議席5番の委員。</p> |
| <p>議席5番の委員</p> | <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年7月30日に調査班 第3班2名と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人、被相続人の配偶者及び申請者で相続人である長男の計3名で従事していました。</p> <p>特例適用農地について、申請者が相続したうえで農業経営を引き継ぐとのことです。</p> <p>特例適用農地の状況ですが、私立昭和学院中学校・高等学校から600メートルほど東に位置した宮久保3丁目の畑7筆、市立宮久保小学校の西側にある宮久保5丁目の畑2筆の計9筆、面積の合計は4,883.45平方メートルです。</p> <p>耕作状況等について申請者から説明していただきましたが、被相続人の介護等により休耕していたこと、被相続人が亡くなられた後に、繁茂していた雑草が刈り取られ、農地の一部は作付けされた状態であることを確認しまし</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>た。</p> <p>今後の計画において、宮久保3丁目の農地においては菊芋や落花生などを栽培する予定であること、宮久保5丁目の農地にある10本ほどの梅の木については剪定など定期的に手入れを行うことを確認しました。</p> <p>調査班といたしましては、申請者を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | <p>なし。</p> |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p> |
| 議 長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、1件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 長 | <p>はい、議長。</p> |
| 議 長 | <p>はい、事務局長。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>事 務 局 長</p> | <p>議案第5号</p> <p>「令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。</p> <p>議案書の19ページから20ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、市川市長より令和6年7月22日付けで「令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）」が1件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p> |
| <p>議席6番の委員</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、議席6番の委員。</p> |
| <p>議席6番の委員</p> | <p>議案第5号「令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和6年7月30日に調査班第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回、農用地利用集積計画（案）が1件ございます。</p> <p>借り手は船橋市東中山在住で主に野菜を栽培する農家の方で、船橋市西船在住の貸し手が所有する農地を新たに賃貸借するものです。</p> <p>申請地は柏井町2丁目で「柏井保育園」から500メートルほど北に位置した畑1筆で面積は1,184平方メートル、設定期間は5年間となります。</p> <p>現況ですが、良好に管理されており、耕作が可能な状態であることを確認しました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）について妥当と考えられ、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> |
| 各 委 員 | なし。 |
| 議 長 | <p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> |
| 各 委 員 | <p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」（事務局長専決分）、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| 事務局次長 | はい、議長。 |
| 議 長 | はい、事務局次長。 |

| | |
|--------------|---|
| <p>事務局次長</p> | <p>報告第1号</p> <p>「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年5月29日付けで相続が発生し、相続人からは、令和6年7月25日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、26件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告第2号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の23ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和6年7月1日から7月31日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、11件、19筆、6,454.00平方メートル、第5条の届出は、15件、19筆、4,186.69平方メートルで、第4条と第5条の合計は、26件、38筆、転用面積は、10,640.69平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては24ページから29ページまでの記載のとおりです。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、2件でございます。事務局より、報告いたします。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告第3号</p> <p>「地目変更登記に係る回答について」、2件、報告いたします。</p> <p>議案書の31、32ページをお願いいたします。</p> <p>(1)については、令和6年7月2日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は福栄、面積は196平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る申請状況は、令和6年6月12日に農地法第5条に基づいて「共同住宅」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年7月9日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>続きまして、(2)については、令和6年7月8日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は大野町、面積は291平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>本件に係る申請状況は、昭和39年3月17日に農地法第4条に基づいて「物干場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和6年7月17日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。報告は、以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> |
| | <p>次に、報告第4号「農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| 事務局次長 | <p>はい、議長。</p> |
| 議長 | <p>はい、事務局次長。</p> |
| 事務局次長 | <p>報告第4号</p> <p>「農地法施行規則第95条1号該当の有無に関する意見について」、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、当該国有農地を借りていた賃借人が、買受申し込みを国へ行ったことから、売り払いを行うにあたり、令和6年5月28日付けで、関東農政局長から意見照会があったものです。</p> <p>土地の所在は原木、面積は396平方メートルで市街化調整区域に位置しており、現況は畑として露地野菜が耕作されておりました。</p> <p>回答書の内容は、申請人の農作の耕作状況、従事日数等については要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当するものはなく、取得した農地についても、耕作の事業を行うと認められることから、農地法施</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>議長</p> | <p>行規則第95条第1項に該当すると記載しております。</p> <p>令和6年7月9日に農地調査班第1班の農業委員及び農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただき、回答いたしました。</p> <p>なお、本件は農地法の規定により、所有権移転に際しては農地法3条の許可は不要となります。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>はい、議長。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、事務局次長。</p> |
| <p>事務局次長</p> | <p>報告第5号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案書の35ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和6年7月3日に申請のあった1件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> |

| | |
|--|--|
| | これで、令和6年度第5回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。 |
|--|--|

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長

委 員

委 員
